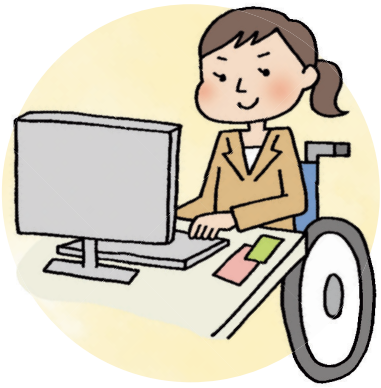

第3期

湯浅町障がい者基本計画

概要版

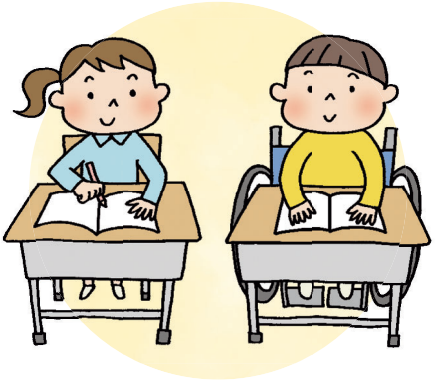

湯浅町

計画策定の趣旨

わが国においては、障がいのある人の権利擁護や生活支援、就労、差別解消などに係る法整備が進められており、共生社会の実現に向けた体制整備が進められています。

国の第５次障害者基本計画においては、基本理念として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが明記されています。

また、近年の福祉分野全般においては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められており、地域全体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく社会の形成が求められています。

本町においては、平成28年３月に「第２期湯浅町障害者基本計画」（以下、「第２期計画」という。）を策定し、「ゆとりをもって暮らせる　安心・安全　支えあいのまち　ゆあさ」を基本理念に掲げ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成30年４月には「湯浅町 障がいを理由とする差別をなくす条例」が施行され、誰もが住みやすいまちづくりを進めてきました。

この度、第２期計画の期間が令和６年度で満了することから、これまでの間の国における障がい者施策の動向と法制度改革、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題を踏まえ、「第３期湯浅町障がい者基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和15年度までの９年間とし、障がい者施策の基本方針の安定性の確保を図ります。

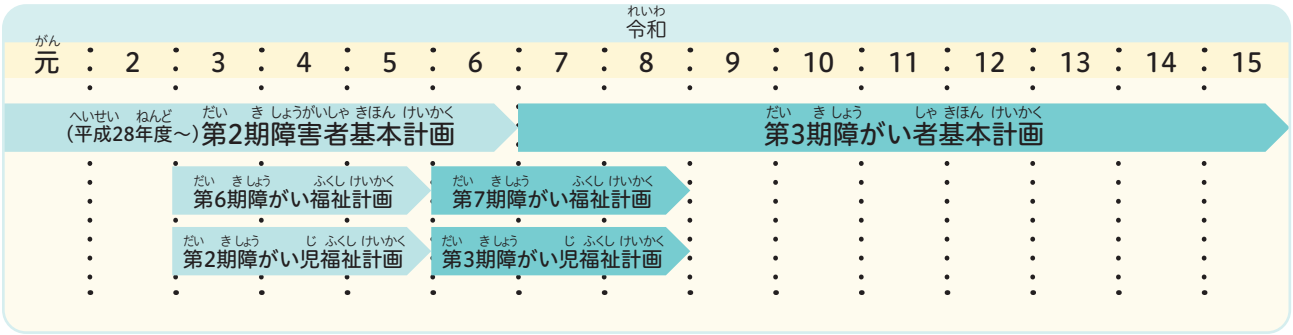

基本理念

本町では、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、身近な地域において社会参加と自立した生活を送るための環境を整備し、「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者施策を展開しています。

本計画においても、これまでの考えを引き続き継承し、誰もが地域において安心して社会参加できる環境の整備とその機会の提供を推進するとともに、障がいのある人が自ら考え、選択し、自立した生活を継続できる諸条件の整備を推進します。

障がいの有無に関わらず、その人らしく暮らすことができるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組むとともに、行政、障がい者団体、各種関係機関、地域住民などが連携・協力し、よりよい湯浅町にしていくために、「ゆとりをもって暮らせる　安心・安全　支えあいのまち ゆあさ ～一人ひとりが輝ける地域へ～」をめざします。

ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち

ゆあさ

一人ひとりが輝ける地域へ

ノーマライゼーション

障がいのある人が社会の一員として、普通の生活を送り、活動できる社会をめざす。

リハビリテーション

障がいのある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会参加できるようにする。

地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現をめざす。

基本目標と施策の内容

基本目標 1 地域で安心・安全に暮らせるための環境づくり

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、防犯対策や交通・移動対策、バリアフリー化の整備などに取り組み、障がい者に配慮したまちづくりをめざし、アクセシビリティに配慮した情報提供や、全ての人にとってわかりやすく、伝わりやすい環境づくりを推進します。また、障がいに対する正しい知識や合理的配慮の周知・啓発など、差別解消や権利擁護などの支援に取り組みます。

分野 1 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

①広報・啓発活動の充実
②学習会の充実
③差別のない社会づくりに向けた環境整備
④「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」の周知・啓発

▶ 裏表紙をご覧ください！

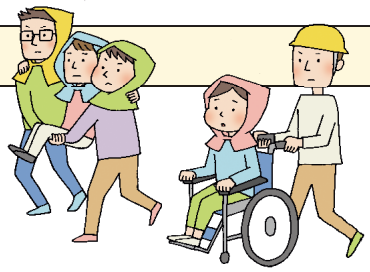

分野 2 防災・防犯に備えた環境整備

①防災・防犯の強化
②災害時要援護者への支援体制の構築
③自主防災組織の設置

分野 3 バリアフリー化の充実

①安心で暮らしやすいまちづくりの推進

分野 4 情報アクセシビリティ※の向上

①情報バリアフリーの推進

※年齢的・身体的条件に関わらず、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、不自由なく利用できること。

基本目標 2 自立した地域生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療や福祉、地域移行、地域の支えあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、障がい者とその家族にも寄り添った支援となるよう、相談支援の充実をめざします。

分野５ 保健・医療の充実

①緊急時の受け入れ体制の確保
②医療機関などに関する情報提供・相談体制の充実
③健康教育・健康相談の実施
④湯浅町健康フェアの実施
⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

分野６ 福祉サービスの充実

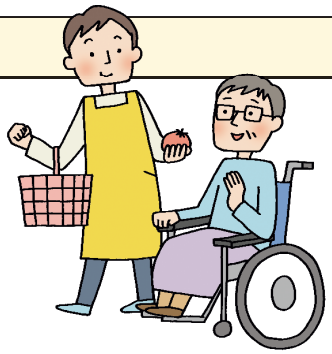

①訪問系サービスの充実
②日中活動系サービスの充実
③居住系サービスの充実
④障がいのある人の地域移行支援
⑤重層的支援体制の整備と支援
⑥重度障がい者への支援

分野７ 相談支援体制の強化

①町相談窓口の充実
②地域自立支援協議会の運営
③地域における相談支援の充実

基本目標 3 社会参加の促進

障がいのある人の就労意欲を尊重しながら支援に取り組むとともに、文化芸術活動やスポーツ活動などにおいて、喜びや楽しみを共有し、自立と社会参加の促進につながるよう支援します。また、障がいのある児童への支援体制の強化と教育の充実に努めます。

分野８ 雇用・就業、経済的自立の支援

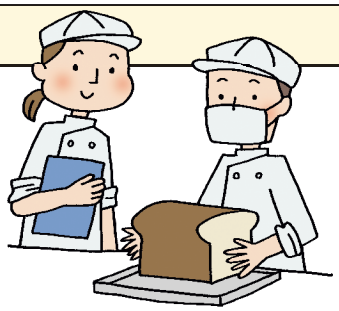

①他機関との連携による情報提供・相談支援の充実
②企業への支援
③職員の資質向上
④就労移行支援事業の利用促進
⑤就労相談・雇用相談の充実
⑥経済的自立の支援

分野９ 障がいのある児童への支援体制の強化

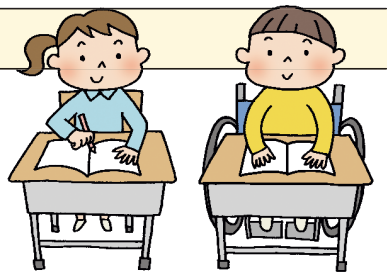

①発達障がいなどへの支援
②障がいの早期発見・対応
③関係機関との連携による療育体制の充実
④身近な地域での療育体制の充実

分野 10 教育の充実

①発達障がい児支援の充実
②教育の充実
③交流教育の充実
④インクルーシブ教育※の充実

※障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶこと。

分野 11 文化芸術活動・スポーツなどの振興

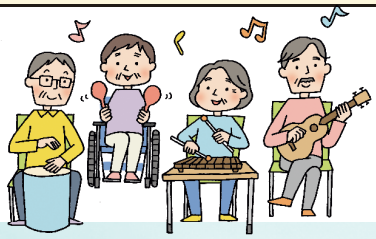

①文化芸術活動への支援
②スポーツを通じた交流の拡充
③参加しやすい環境づくりの推進

計画の推進にあたって

（1）庁内・関係機関、関係団体、住民との連携・協力

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課を中心に、適宜、関係機関との連携及び調整が重要となります。また、障がいのある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などによる支援や協力が重要となります。そのため、これら団体による諸活動の促進・支援に努めるとともに、障がい者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築き、推進します。

（2）和歌山県・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や和歌山県と連携しながら施策を展開します。また、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

（3）障がいのある人のニーズの把握

本計画は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。障がいのある人や関係団体と意見交換を行うなど、ニーズの把握に努めます。

（4）計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図ることで、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。

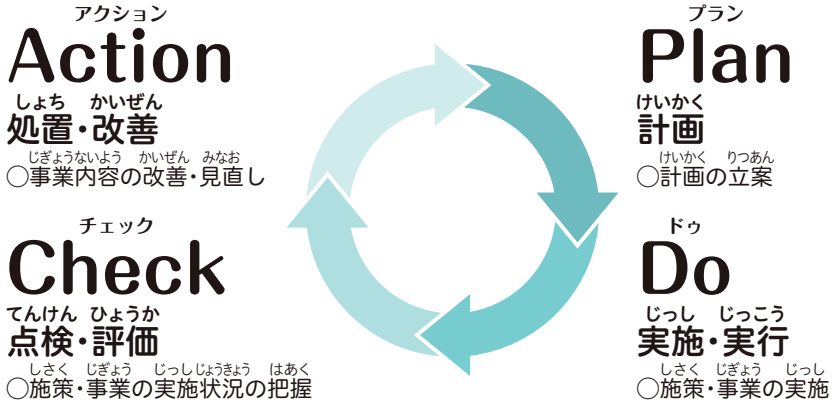

湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例のポイント

①条例の目的・基本理念

全ての町民等が個人の権利や尊厳を尊重される住みよい共生社会の実現のため、社会全体で相互理解と合理的配慮の推進に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるまちづくりをめざします。

②町の責務

障がい及び障がいのある人に関する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を実施します。

③町民等の責務

障がい及び障がいのある人に関する理解を深め、町の施策に協力するよう努めます。差別や虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見したときは、すみやかに町に報告します。

④事業者の責務

障がい及び障がいのある人に関する理解を深め、町の施策に協力するとともに障がいのある人と対話し、合理的配慮を推進します。差別や虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見したときは、すみやかに町に報告します。

⑤合理的配慮の取組

障がいのある人から配慮を求める意思の表明があったときには、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行います。

⑥合理的配慮の評価

町は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別の解消について模範となる事業者を表彰することができます。

⑦相談

障がいのある人、その家族また関係者は、差別等事案について町に相談することができます。

⑧助言及びあっせん・勧告・公表

障がいのある人は、差別等の事案があるときは、解決するため必要な助言またはあっせんを申し立てることができます。

町長は、助言またはあっせんに従わないときは、勧告することができます。

正当な理由なく勧告に従わない場合はその旨を公表することができます。

第３期湯浅町障がい者基本計画 概要版

令和７年３月

発行：湯浅町 福祉課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

電話：0737-63-2525　FAX：0737-65-3006